

**富山くらし・しごと支援センター大阪オフィス移住相談員設置業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この実施要領は、富山くらし・しごと支援センター大阪オフィス移住相談員設置業務の企画・運営等に関する業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

**2 委託業務の概要**

「富山くらし・しごと支援センター大阪オフィス移住相談員設置業務委託仕様書」のとおり。

**3 委託業務に関する予算額（契約上限額）**

金 7,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この契約上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

**4 プロポーザル申込み**

プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書（様式 1）を令和 6 年 3 月 1 日（金）午後 4 時までに電子メールにて提出ください。（電話で必ず着信確認をしてください。）

**（1）提出先**

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課  
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7  
TEL:076-444-4496 MAIL: aijusokushin@pref.toyama.lg.jp

**（2）質問及び回答**

委託業務に関する質問は、令和 6 年 3 月 1 日（金）午後 4 時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和 6 年 3 月 6 日（水）までに全ての参加者に通知をする。なお、質問は電子メールによるものとする。（電話及び口頭による質問は受け付けない。）

**5 プロポーザルの参加資格、条件等**

- （1）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4）次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

(5) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の有料職業紹介の許可を受けていること。

## 6 企画書等の提出

(1) 次の①～④の書類を電子メールにて提出してください。

①企画提案書(記載する内容は以下のとおり)

(ア) 本県への移住促進することについての考え方

※現状認識、必要性及び今後の展望等

(イ) 富山くらし・しごと支援センター大阪オフィスの運営について

※人員体制(担当者の経歴、実績、資格等)及び業務内容等

※知名度が低い関西・中京圏において、移住者増加につなげるための具体的な取り組み等

(ウ) 本事業において行う移住検討者を対象としたイベント(オンライン定期相談会等)の具体的内容

(エ) 本事業において行う情報発信業務の具体的内容

※関西・中京圏在住の移住検討者に訴求力の高いSNS等の活用方法等

(オ) 県が想定する内容を上回って実施可能な業務や、追加して実施可能な業務等

②会社の業務概要

③経費見積書

④業務実績に関する資料

(2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、下記URLからアップロード願います。

提出先：<https://toyama-pref.app.box.com/f/62606b3c4016455a8abfb0d7f8d2276e>

(3) 提出期限

令和6年3月12日(火)17時(必着)

## 7 審査

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により、採用者を決定する。

(2) 審査基準

次の項目等により審査します。

- ① 本県への移住相談業務を効果的に実施する工夫がなされているか。
- ② 関西・中京圏の移住検討者を惹きつけるような広報チャンネル選択案や情報発信案を提案できている。
- ③ 移住検討者向けの効果的な広報活動及びイベントとなっているか。
- ④ 業務の全体スケジュールが的確に示され、現実的なスケジュールとなっている。
- ⑤ 相談員が移住検討者に対する情報提供等に必要な知識や経験を備えているか。
- ⑥ 委託事業を適切に実施するための体制が整備されているか。
- ⑦ 経費内訳が妥当なものとなっているか。

(3) 審査結果

後日書面で採否のみ通知します。審査結果に対して異議申し立てはできないものとします。

## 8 今後のスケジュール（予定）

3月1日（金）	参加申込・質問受付期限
3月6日（水）	質問の回答
3月12日（火）	企画提案書提出期限
3月中旬	書面審査、結果通知
4月1日（土）	契約締結・委託事業開始

## 9 その他

- (1) 次に掲げるものの提出は無効とします。
  - ①所定の期日及び場所に提出のないもの
  - ②今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの
- (2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。
- (3) 採用となった事業者とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結します。
- (4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。
- (5) 当事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）」を活用した事業であり、会計検査等の対応が生じる場合があります。
- (6) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (7) この企画提案は、富山県議会に提出されている令和6年度富山県歳入歳出予算の成立を前提に実施するものであり、予算の議決がなされなかった場合は、企画提案審査結果の如何にかかわらず、事業の中止等の変更が生じる可能性があります。

## 10 問い合わせ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課 前川  
 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7  
 TEL:076-444-4496 MAIL: aijusokushin@pref.toyama.lg.jp